

Tax

Issue P357 – 2022 年 7 月 6 日
日本語翻訳版

Tax Analysis

「総合保税区管理弁法」分析シリーズその 1：中国におけるグローバル修理センターの設立を後押しする保税修理政策

Authors :

Dolly Zhang

Partner

Tel : +86 21 6141 1113

Email : dozhang@deloitte.com.cn

Roger Chen

Director

Tel : +86 21 2316 6922

Email : rogechen@deloitte.com.cn

Jian Lu

Senior Manager

Tel : +86 512 6289 2896

Email : lujian@deloitte.com.cn

税関総署は 2022 年 1 月 1 日に「中華人民共和国税関総合保税区管理弁法」（税関総署第 256 号令。以下、「256 号令」）を公布し、当該法令は 4 月 1 日に施行された。256 号令は総合保税区の総合管理に関する初の税関法令であり、総合保税区内企業による機能拡張への寄与を目的として、総合保税区における保税修理、保税研究開発、保税展示など機能について従来よりも明確に定めた。¹

関連政策の理解と活用の一助として、総合保税区の革新的な保税政策をテーマとする Tax Analysis シリーズを発表する予定である。本 Tax Analysis では、保税修理政策について分析を行う。

政策背景の振り返り

修理を目的とする貨物の輸出入は、よく見られる業務の 1 つである。保税修理とは、要修理の物品を保税方式で国外から国内に（或いは税関特殊監督管理区域以外の国内区域から税関特殊監督管理区域に）輸入し、修理後、国外（或いは税関特殊監督管理区域以外の国内区域）へと返送する業務を指す。保税修理業務の発展を促進することは、中国国内における既存の製造業の優位性を活用・強化し、産業の質の向上と産業チェーンの拡張を通じて対外貿易の新たな成長の出发点を創出する上で、極めて重要である。中国製造業の優位性の確立に伴い、中国における保税修理業務の発展という需要が生み出された。中国は 10 数年前から、一部の税関特殊監督管理区域において、特定

¹ 2022 年 1 月 28 日の Deloitte China Tax Newsflash を参照されたい。

<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/cn/Documents/tax/tax-newsflash/deloitte-cn-tax-newsflash-zh-20220128.pdf>

の物品を対象として保税修理業務の展開を試み、一定の成果を収めたが、不良品・交換部品の長期間留置が発生するリスク、及びそれによってもたらされる問題などの要因により、中国国内における保税修理業務の発展は、企業の需要に追いついていない現状である。

上記の状況を改善するため、近年、中国は保税修理業務に対する政策的支援を強化してきた。税関総署が2015年に公布した「税関特殊監督管理区域における保税修理業務の監督・管理問題についての公告」において、「要修理の物品を国外または税関特殊監督管理区域以外の国内区域から税関特殊監督管理区域に保税方式で輸入し、修理を行う」という業務モデル、即ち「保税修理」の概念が初めて打ち出された。2018年、税関総署は、「税関特殊監督管理区域外の国内企業が特定の要件を充足する場合、保税方式で要修理物品を国内に輸入して修理する業務を展開できる」と定めた。ただし、その時点では、保税修理業務の範囲は狭く、税関特殊監督管理区域における保税修理を例として挙げると、原則として、税関特殊監督管理区域内企業が自社で生産（或いは当該グループの他の国内企業が生産）し、税関特殊監督管理区域外の国内地域で販売する製品を、修理のために税関特殊監督管理区域内に返送する場合に限られ、上述に該当しない製品の保税修理を展開するには、国務院または関連行政機関の承認を得る必要があった。

2019年、国務院は「総合保税区のハイレベル開放と質の高い発展の促進に関する若干の意見」において、総合保税区における「検査修理センター」機能の確立を方針として掲げた。これを受け、商務部、生態環境部と税関総署は2020年に公告を公布し、総合保税区における「修理対象製品カタログ」制度の実施、及び業務承認権限の委譲を決定した。即ち、総合保税区内の企業がカタログに掲載された製品の保税修理業務に従事する場合、ケースごとに国務院または関連行政機関に承認を取る必要がなく、保税修理業務の展開に大きな利便性を提供した。これまで、関連行政機関がカタログの公布を2回行っており、その内容は航空宇宙・船舶・鉄道交通・建設機械・NC工作機械・通信設備・精密電子機器など合計70品目をカバーしている²。さらに、自由貿易試験区における「二頭在外」（原材料の仕入と製品の販売を共に国外に求める方式）モデル下の保税修理業務をさらに推進するため、国務院は2021年に通達を公布し、「自由貿易試験区内の企業による前述のカタログに基づく保税修理業務の展開」を支援する方針を掲げ、それによって「修理対象製品カタログ」制度の適用範囲が拡大した。

税関総署は256号令において、「総合保税区内の企業が法に基づき「保税修理・検査」などの業務を展開することができる」と定めており、「総合保税区における保税修理機能の確立」を税関法令に組み入れることで、前述の政策との整合性を確保した。

各地域における政策の比較

現在、総合保税区などの税関特殊監督管理区域と自由貿易試験区内の企業、及び上記地域以外の企業（以下、「一般区域内企業」）は、いずれも規定に従って保税修理業務を展開することができる。ただし相対的に、総合保税区内企業向けの政策が最も優遇である。これらの企業に適用される保税修理政策の概要的な比較を下表にまとめた。³

For more information, please contact:

Tax & Business Advisory Transfer Pricing Services National Leader

Lily Li
Partner
Tel : +86 21 6141 1099
Email : lilyxcli@deloitte.com.cn

National Deputy Leader

Shu Tian
Partner
Tel : +86 10 8534 2338
Email : shutian@deloitte.com.cn

Customs and Global Trade Services National Leader/Northern China

Yi Zhou
Partner
Tel : +86 10 8520 7512
Email : jchow@deloitte.com.cn

Eastern China

Liqun Gao
Partne
Tel : +86 21 6141 1053
Email : ligao@deloitte.com.cn

Southern China

Janet Zhang
Partner
Tel : +86 20 2831 1212
Email : jazhang@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang
Partner
Tel : +86 23 8823 1208
Email : ftang@deloitte.com.cn

² 修理対象製品カタログ（第1回）：<http://images.mofcom.gov.cn/wms/202011/20201113182724872.xls>

修理対象製品カタログ（第2回）：<http://images.mofcom.gov.cn/wms/202112/20211230173400428.xls>

³ 中国の税関特殊監督管理区域のほとんどが総合保税区であることを考慮し、総合保税区ではない税関特殊監督管理区域内の企業について、比較していない。当該部分の企業に適用される保税修理政策については、「税関特殊監督管理区域内の保税修理業務の監督・管理問題についての公告」（税関総署公告2015年第59号）を参照されたい。

総合保税区内企業

自由貿易試験区（非税関特殊監督管理
区域）内企業

一般区域内企業

修理対象 製品の管 理	国外または税関特殊監督管理区域以外の 国内区域の要修理物品が適用対象となる。 「修理対象製品カタログ」に掲載された 70 品 目の製品、及び区内企業またはその同一グル ープの国内企業による自社生産製品に対し て、ケースごとに国務院または関連行政機関に 承認を取る必要がなく、現地の政府による監 督管理政策を適用する。	国外の要修理物品が適用対象となる。「修 理対象製品カタログ」に掲載された関連製 品（注：一部のカタログ掲載製品は総合 保税区内企業にのみ適用される）に対し て、現地の監督管理方案に従って実行し、ケ ースごとに国務院または関連行政機関に承 認を取る必要がなく、現地の政府による監 督管理政策を適用する。	国外の要修理物品 が適用対象となる。 ケースごとに国務院ま たは関連行政機関に 承認を取る必要があ る。
-------------------	---	---	---

総合保税区内企業

自由貿易試験区（非税
関特殊監督管理区域）
内企業

一般区域内企業

修理対象 製品に関 する禁止・ 制限規定	- 原則として、国によって輸出入が禁止されている物品の修理業務を行ってはならないが、環境保全と安全生産の要件を充足する場合、輸入が禁止されている中古メカトロニクス製品については、「修理対象製品カタログ」に掲載されているものであれば、修理を行うために輸入することが認められる。 - 対象製品の輸出入又は総合保税区内と区外の間の移動の段階において、許可証に基づく管理が適用される場合、企業は事実通りに税関に申告し、許可証を提示し照合を受ける必要がある。	- 原則として、国によって輸出入が禁止されている物品の修理業務を行ってはならない。 - 対象製品の輸出入段階において、許可証に基づく管理が適用される場合、企業は事実通りに税関に申告し、許可証を提示し照合を受ける必要がある。
修理用部 材の管理	保税	保税又は非保税
国外から 輸入する 修理不良 品と端材 の管理	- 原則として、すべて国外に返送すべきであり、返送できない場合、国内販売に転用してはならず、廃棄処分を行う。 - 廃棄処分で生じた固形廃棄物について、国内の固形廃棄物に関する規定に従って管理を行う。	- 原則として、すべて国外に返送すべきであり、返送できない場合、国内販売に転用してはならず、廃棄処分を行う。 - 固形廃棄物である場合、「固形廃棄物輸入管理弁法」に基づき、資格のある企業に処理を依頼しなければならない。
修理企業 の管理	- 税関保税倉庫電子帳簿（H 帳簿）に基づく管理 - 税関監督管理要件として求められる管理制度とコンピュータ管理システムを備えている。 - 修理対象貨物、端材、修理不良品等に対して専門的な管理を行う。 - 税関とのコンピュータシステムの接続を行う。	- 保税修理専門帳簿（手冊）に基づく管理 - 税関監督管理要件として求められる管理制度とコンピュータ管理システムを備えている。 - 修理対象貨物、端材、修理不良品等に対して専門的な管理を行う。 - 信用喪失企業は保税修理業務を行ってはならない。

デロイトの考察

電子、医療機器、機械業界など一部の民生用製品又は工業用製品のメーカーにとって、顧客の修理ニーズにタイムリーに対応できる安定なアフターサービス体制の構築は、市場競争において勝敗を分ける重要な要素の一つである。そのため、多くのメーカーは、売上規模が大きく、修理コストが低い地域に、一定の販売エリアをカバーする修理センターを優先的に設立するよう検討する傾向がある。

中国は既に多くの企業グループにとって、アジア太平洋地域における製造・販売センターとなっているが、いくつかの制約により、アジア太平洋地域のその他の地域に修理センターを設立することを選ぶグループも存在する。中国における保税修理政策の整備、特に総合保税区分けの修理対象製品カタログの公布により、多くのグループにとって、中国国内の総合保税区分又は自由貿易試験区においてリージョン修理センターを設立することが、魅力的な選択肢の一つになりつつある。中国製造業の総合力を鑑みて、グループに下記の競争優位性をもたらしることができる。

- **中国メーカーの余剰生産能力の十分な活用**——各産業における生産・製造技術のモデルチェンジ・アップグレードの推進に伴い、中国国内のメーカーはある程度の市場需要不足と生産能力過剰に直面する可能性がある。企業は、グループのリージョン内のアフターサービスへの積極的な参加を通じて、余剰生産能力を修理能力に転換することができ、グループ内の位置づけ上、機能の拡張を図ることができる。
- **サプライチェーンの最適化**——多国籍企業は、国際物流の寸断などの影響を避けるために、より安定した環境と比較的短いサプライチェーンを持つ地域に修理センターを設立する傾向があり、サプライチェーンリスクの低減を図っている。中国国内におけるリージョン修理センターの設立は、優れた選択肢の一つとして考えられ、修理用部材の調達に適用される保税政策が公布されれば、修理コストをさらに削減することができる。
- **国際社会と中国の低炭素化発展に関する需要への合致**——中国国内にリージョン修理センターを設立することによって、修理用部品のリサイクルを通じて、企業のエネルギーと基礎原材料の消費を減らし、環境にやさしいサプライチェーンの構築に寄与することができる。

私どものアドバイス

現状、「修理対象製品カタログ」に掲載されている製品の数に限られているが、中国政府が対象品目の範囲について継続的に調査研究を行っており、将来、より多くの製品や産業が掲載されることが期待される。関連企業は政策の動向に留意し、中国国内にリージョン又はグローバル修理センターを設立する可能性を積極的に評価することが推奨される。私どものアドバイスは以下の通りである。

- 企業が検討している修理業務対象製品が既にカタログに掲載されている場合、関連企業は速やかに総合保税区分又は自由貿易試験区の政府又は管理委員会とコミュニケーションを取り、現地の税関、商業委員会及び環境保護関係の行政機関による保税修理関係の具体的な政策要求を把握し、標準化された社内業務プロセスと監督管理プロセスを確立する計画を立てることで、保税修理業務の展開を速やかに実現することが推奨される。
- 企業が検討している修理業務対象製品がまだカタログに掲載されていない場合、関連企業はプロジェクトの実行可能性を十分に評価した上で、租税政策に関する調査研究などを通じて税関、商務部及び生態環境部などの行政機関とコミュニケーションを取るとともに、関連の総合保税区分又は自由貿易試験区の政府又は管理委員会に合理的な政策要望を反映し、政策要望への対応を推進することが推奨される。
- 税関特殊監督管理区域の要求により、特殊区域外に位置するが自由貿易試験区内に位置する企業は、国务院の文書の要求に従い、保税修理業務の実行可能性と必要性を評価することが推奨される。特に、加工貿易に従事する製造企業は、サプライチェーンにおける修理サービス機能を拡張し、既存生産能力を十分に活用することで、顧客の様々なニーズに対応できるバリューチェーン全体の機能多様化を検討することが推奨される。

- 保税修理業務を展開する意向のある企業は、実行可能性のある修理業務規範、安全規程と環境汚染防止・改善対策を確立し、固形廃棄物台帳管理の要求を遵守し、情報化管理システム及び要修理物品、修理用部材、修理不良品、端材と固形廃棄物等の管理制度を整備することで、コンプライアンスを確保することが推奨される。

私どものサービス

デロイトグローバルトレードサービスチームは、デロイトのグローバル専門家ネットワークを通じてサービスを提供しており、グローバルサプライチェーンマネジメントにおける豊富な経験を活かして、企業にグローバル貿易業務に関するプロフェッショナルサービスを提供すると共に、政府の監督管理政策の動向を踏まえて、潜在的な影響を評価し、詳細な対応策を策定する。私どもが提供できるサポート業務は以下の通りである。

- グループ戦略の視点から、中国に保税修理センターを設立する必要性と実施可能性の評価に参加する。
- 租税政策調査研究事項について、地方政府、税関及び総合保税区又は自由貿易試験区の管理委員会等の行政機関とのコミュニケーションをサポートする。例えば、修理対象製品カタログの更新・調整に関する政策要望の提供に関するサポートサービスなど。
- 保税修理に関する企業内部の標準化業務プロセスの策定をサポートする。
- 保税修理情報化システムの構築・整備とその後の運用・保守をサポートする。
- 保税修理帳簿の作成と管理をサポートする。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information, please contact:

Deloitte China Tax Managing Partner

Victor Li
Partner
Tel: +86 755 3353 8113
Fax: +86 755 8246 3222
Email: vicli@deloitte.com.cn

Northern China

Xiao Li Huang
Partner
Tel: +86 10 8520 7707
Fax: +86 10 6508 8781
Email: xiaoli Huang@deloitte.com.cn

Eastern China

Maria Liang
Partner
Tel: +86 21 6141 1059
Fax: +86 21 6335 0003
Email: mliang@deloitte.com.cn

Southern China

Jennifer Zhang
Partner
Tel: +86 20 2885 8608
Fax: +86 20 3888 0115
Email: jenzhang@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang
Partner
Tel: +86 23 8823 1208
Fax: +86 23 8857 0978
Email: ftang@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email: ntc@deloitte.com.cn

Managing Partner/Northern China

Julie Zhang
Partner
Tel: +86 10 8520 7511
Fax: +86 10 6508 8781
Email: juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu
Partner
Tel: +86 21 6141 1262
Fax: +86 21 6335 0003
Email: kzhu@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang
Partner
Tel: +86 28 6789 8008
Fax: +86 28 6317 3500
Email: tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (Chinese Mainland)

German Cheung
Director
Tel: +86 20 2831 1369

Southern China (Hong Kong)

Doris Chik
Director
Tel: +852 2852 6608

Fax: +86 20 3888 0115
Email: gercheung@deloitte.com.cn

Fax: +852 2543 4647
Email: dchik@deloitte.com.hk

JSG Tax team

華北地区

北京

浦野 卓矢

Partner

Tel : +86 10 8512 5524

Email : turano@deloitte.com.cn

華東地区

上海

板谷 圭一

Partner

Tel : +86 21 6141 1368

Email : kitaya@deloitte.com.cn

華東地区

上海

中野 隆正

Senior Manager

Tel : +86 21 3313 8800

Email : tnakano@deloitte.com.cn

華南地区

広州

左 迪

Partner

Tel : +86 20 2831 1309

Email: ezuo@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify national marketing team of Deloitte China by email at cimchina@deloitte.com.hk.

デロイトについて

Deloitte (デロイト) とは、デロイトトウシュートマツ リミテッド (「DTTL」)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) のひとつまたは複数指します。DTTL (または「Deloitte Global」) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行います。詳細は、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイトは世界で最大級のプロフェッショナルファームの一つであり、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務及びこれらに関連するサービスをクライアントに提供しています。デロイトは世界における 150 を超える国・地域のグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) を通じて、フォーチュングローバル 500 の約 80% の企業にプロフェッショナルサービスを提供しています。約 345,000 名のプロフェッショナルからなるデロイトの詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジアパ